

法令遵守等介護事業者の業務管理体制に関する研修会

平成21年10月31日までに管理体制の整備が義務付けられました。

●平成21年10月31日までに業務管理体制を整備し、届出することが必要です。

介護事業者が、これまで以上に適切な事業運営や、利用者に対するサービスの確保を行えるよう介護保険法が5月1日から改正されました。

●整備すべき体制は、事業所の運営する事業所の数により異なります。

事業所数20未満 → 法令遵守責任者
事業所数20以上 → 法令遵守責任者
100未満 法令遵守規程の整備
事業所数100以上 → 法令遵守責任者
法令遵守規程の整備
業務執行状況の監査
となります。事業所の数え方に関して、例えば、訪問介護と介護予防訪問介護の指定を受けていると2事業所となります。

●指定取り消しにおける連座制の見直し

①不正行為が発生し、法人の組織的関与が確認された場合、連座制が適用されます。
②密接な関係を有する法人（同一法人グループ等）が指定を取り消された場合、指定・更新の欠格事由になります。

●全ての事業者に法令遵守責任者を置くことが義務付けられました。

法令遵守責任者を選任し届出る事は、事業所における責任所在を一本化することになります。不適切な事案が生じた場合も、責任者の存在や役割が不明確なことを理由に責任を回避する事ができない事を示しています。法令遵守責任者の役割が明確に示されていない現状において、事業所がどのように取り組むべきかおさえる必要があります。

全国対応研修

10月16日(金)開催 届出迄の最後のチャンス

研修内容 PM2:00~5:15

- 1.介護保険改正に伴う業務管理体制の考え方
- 2.法令遵守責任者とは
- 3.法令遵守規程の整備とは
- 4.監査体制の整備とは
- 5.具体的な事業所の取り組み

- ①法令遵守責任者の役割と責務
- ②法令遵守規程に組み込むべき内容の理解

講師 本田 茂樹氏

インターリスク総研研究開発部長
主席コンサルタント
信州大学大学院非常勤講師
金沢大学非常勤講師（医薬保健学域）
三井住友海上火災保険株式会社よりインターリスク
総研に出向。医療・福祉分野におけるリスクマネジメントに関する調査研究、コンサルティングに従事。

募集要項

申込方法：電話・FAXにて受付いたします。
受講料金：8,000円
締切：先着順になります
問合せ先：お茶の水ケアサービス学院
会場：お茶の水ケアサービス学院（予定）
東京都千代田区岩本町1-10-3(神田駅10分)
TEL 03-3863-4000
FAX 03-3863-4006
受講対象：管理者、法令遵守責任者(どなたでも受講可)
※募集状況により会場を変更する事があります。

FAX 03-3863-4006

参加者名		ふりがな	
連絡先(市外局番必須)	TEL	FAX	
事業所住所(郵便番号必須)	〒		
会社名(事業所名)			